

阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱

平成29年12月26日決裁

改正 平成30年3月27日決裁

改正 令和3年9月8日決裁

改正 令和7年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 市の自主財源確保及び地域企業等の活性化のため、市が管理する資産等（市が発行し、又は発送する印刷物を含む。以下同じ。）に掲載（掲示を含む。以下同じ。）をする有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについては、別に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(広告掲載の対象)

第2条 市は、市が管理する資産等のうち、広告媒体として活用可能なものについて、広告の掲載に努めるものとする。ただし、市長が広告の掲載が適当でないと認めるものは、この限りでない。

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人又は団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 市としての公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号)に掲げる営業に該当するもの

- (8) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの
(広告の規格等)

第4条 広告の規格、数量、位置、料金等は、当該広告媒体を主管する部署(以下「主管部署」という。)が、広告掲載仕様書(様式第1号)により定めるものとする。

- 2 主管部署は、広告掲載仕様書を作成し、広告事務担当課(以下「事務担当課」という。)と広告掲載の仕様について必要な協議を行う。
- 3 事務担当課は、総務部行財政構造改革推進室とする。

(広告の募集方法)

第5条 掲載する広告は、次の各号のいずれかの方法で募集するものとする。

- (1) 市のウェブサイトによる募集
- (2) 広告取扱業者による募集
- (3) その他市長が適当と認める方法

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載の申込みをする者は、広告の原稿、スケッチその他の掲載広告のわかる資料を添えて、阪南市広告掲載申込書(様式第2号)を主管部署に提出するものとする。

(広告主の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により、主管部署が広告主を決定するものとする。

- (1) 公募による場合 阪南市内に本社、事業所又は工場等を有する者を優先し、同列の場合は、抽選による方法
- (2) 広告取扱業者による募集の場合 当該広告取扱業者が本市との契約に基づき選定する方法

2 市長は、広告主の決定又は非決定を行ったときは、その結果を広告掲載決定通知書（様式第3号）又は広告非掲載決定通知書（様式第4号）により、広告掲載申込者に通知するものとする。

（広告原稿の提出）

第8条 広告主は、広告掲載決定通知書を受けたときは、掲載広告の原稿を指定期日までに主管部署に提出しなければならない。

2 主管部署は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）から広告原稿の提出があったときは、その内容を速やかに審査し、問題がないと認めるときは、事務担当課に広告掲載仕様書、広告掲載決定通知書の写し及び広告原稿を提出するものとする。

3 主管部署は、必要がある場合は広告主等に広告原稿の修正を求め、広告主等はこれに従わなければならない。

（広告審査会）

第9条 市長は、広告の内容又はその掲載の可否を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第10条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 審査会の会長は総務部長を、副会長は行財政構造改革推進室長をもって充てる。

3 審査会の委員は、別表にある者をもって充てる。

（審査会の会議）

第11条 審査会の会議は、広告の内容又はその掲載の可否に関して疑義が生じた場合に、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席

を求める、意見を聞くことができる。

(審査会の事務局)

第12条 審査会の事務局は、総務部行財政構造改革推進室に置く。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告掲載が決定した広告主等は、指定期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、広告主等の責めに帰すべき事由によらずに広告掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第14条 市長は、広告主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主等への催告その他何らかの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる事由に該当したとき。
- (2) 委託契約に違反したとき。
- (3) 市長の指示又は監督に従わないとき。
- (4) 市の信用を傷つける行為があったとき。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の申立てがあったとき。
- (6) 前各号のほか、市長が適当でないと認めたとき。

(損害賠償等)

第15条 市長は、広告掲載により発生した広告主等の損害については、賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告主等が第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成29年12月26日決裁）
(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(阪南市印刷物等広告掲載要綱の廃止)
- 2 阪南市印刷物等広告掲載要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の阪南市印刷物等広告掲載要綱の規定に基づき行った広告掲載の契約の取扱いに関しては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日決裁）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月8日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

会長	総務部長
副会長	行財政構造改革推進室長
委員	まちの活力創造課長
委員	総務課長

様式第1号（第4条関係）

広告掲載仕様書				
広告掲載対象物の詳細				
名称				
内容				
規格				
発行部数(設置数)				
発行回数(時期)				
期間(掲載・配布)		～		
対象者				
場所				
備考				
広告内容				
大きさ	枚数	色	位置	広告掲載料(納付期限)
広告掲載に関する条件				
募集に関すること				
募集形態				
募集期間				
掲載契約期間				
決定予定日				
広告原稿提出方法				
広告原稿完成期限				
広告原稿提出先				

様式第2号（第6条関係）

阪南市広告掲載申込書

年 月 日

阪南市長 あて

住所

申請者（会社名等）

代表者

以下のとおり申込みをします。

広告掲載希望対象物	
広告内容 (掲載期間・希望枠 数なども含む。)	
広告掲載料	
担当者部署・氏名	
連絡先： T E L F A X	
業種・事業内容	
ホームページ U R L メールアドレス	
承諾事項	<ul style="list-style-type: none">・ 阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱の規定を遵守します。・ 申込書と共に広告原稿の原案を提出します。・ 広告掲載決定通知書を受領した場合は、速やかに広告原稿を提出します。・ 阪南市税については、本市発行の未納がない証明（直近1年間分）の写しを添付します。（該当しない方は不要）

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

様

阪南市長

印

広告掲載決定通知書

年　　月　　日付けでお申込みいただきました、阪南市の資産等への広告掲載につきましては、下記のとおり掲載することを決定しましたので、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

つきましては、下記により手続をお願いいたします。

記

1. 広告の内容

(1) 名称

(2) 発行予定日

2. 広告原稿の提出

(1) 提出方法

(2) 提出期限

(3) 提出先

3. 広告掲載料

(1) 広告掲載料　　円

(2) 納付期限　　年　　月　　日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

4. その他

様式第4号（第7条関係）

年　　月　　日

様

阪南市長

印

広告非掲載決定通知書

年　　月　　日付けでお申込みいただきました、阪南市の資産等への広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 申し込まれた広告の内容

2. 非掲載理由